

生徒の活動	支援と援助
<p>○自分がされて嫌なことを発表する。 ・クラスの仲間の意見や気持ちを聞く。</p> <p>○いじめをなくすためにクラスでできることを考える。</p> <p>○これからクラスで実践していくことを話し合う。 ○クラスで決まったことを確認する。 ○いじめ撲滅に向けた掲示物を作成する。</p>	<p>●全員に発表をさせる。その際、された時にどんな気持ちであるかまで言わせるとよい。</p> <p>●具体的な活動を決めさせる。 例：平等な分担をする。 個性を認め合う。 相手の気持ちを考えて発言する。 悪口や陰口を言わない。 など</p> <p>●教員や委員長が読み上げる。補足する。</p>
<p>6 / 6 までに完成させて、生徒会へ提出してもらう。</p>	

※完成した掲示物は、集会で発表した後に、各クラスへ掲示する。

② 当日の様子

6月27日の生徒集会で、全校生徒が体育館に集まり、全学年16クラスの代表がステージに上がって発表する。スクリーンには、自分のクラスで話し合われた内容の掲示物が映されている。



(4) おわりに

市原市立八幡中学校では、生徒集会で「いじめ撲滅に向けて」というテーマで発表することによって、学校全体でいじめは許さない雰囲気をつくろうとしている。また、クラスごとの発表を聞くことにより、ちょっとした言動がいじめにつながることもわかるようになった。生徒集会の最後に「いじめ撲滅宣言」を採択し、これからの学校生活につなげていきたい。

《市原市立八幡中憲章》

いじめ撲滅宣言		八幡中学校生徒会
<p>わたしたち市原市立八幡中学校の生徒は、いじめは絶対に許さないという立場に立っていじめのない明るく楽しい学校をつくっていくため、次の10ヶ条を宣言し、みんなで守っていくことを誓います。</p>		
第1条	私たちは、	暴力や言葉によるいじめを絶対にしません。
第2条	私たちは、	プロレス技など人のいやがる悪ふざけはしません。
第3条	私たちは、	容姿など本人が気にしている事をからかったりしません。
第4条	私たちは、	仲間はずれや無視はしません。
第5条	私たちは、	人のものを隠したり盗ったりしません。
第6条	私たちは、	いじめられたら一人で悩まず、友達や先生に相談します。
第7条	私たちは、	いじめをしている人を見たら、勇気を出してすぐに止めます。
第8条	私たちは、	常に相手のことを考えて行動します。
第9条	私たちは、	人の苦しみが分かる人間になります。
第10条	私たちは、	世界に1つしかない自分の命を大切にします。

Ⅲ 講演録

学校人権教育推進校協議会では、平成 25 年 1 月 11 日（金）、千葉大学教授の保坂亨先生をお招きし、講演会を開きました。ここにその要旨をご紹介します。

講演 「子どもの心に寄り添う教育～教育相談の視点から～」

講師 千葉大学教育学部教授 保坂^{ほさか}亨^と氏



教員研修では教育相談の原点の再確認が必要である。カウンセリング研修では技術ではなく態度の伸張が重要であると思う。

（１）現代社会の変化

本題の前提として 3 つの社会的変化を明瞭にしておく。

① グレーゾーン化

あらゆることがグラデーション化し、学校では指導時に「大人」「子ども」の二分法が通用しない社会になった。

② 個別への援助

教育用語が、指導（上から下へ）から援助・支援（横から）という言葉へ推移してきた。それとともに「個別」への援助の必要性が高まっている。

③ 専門家の役割

何が分かっているかが分からないかを教えることが役割になってきた。だから今後、研修の目標や成果も変わっていくであろう。

（２）「共感」について

教育相談のキーワードは明瞭で、「共感」であるが、「共感」と言う言葉の示すところは揺らいでいる。

① 共感と共感的理解

「共感」と「共感的理解」は違う意味の言葉だと思う。カウンセリング理論の権威カール・ロジャースの著作では、もともと「共感」ではなく、「共感的理解」であり、始めは、「共感的理解」（言葉で相手の言っていることを理解すること）を重視していたが、晩年の著作では、「寄り添うこと」が大事であると述べている。

② 感情移入

ロジャースの古い翻訳では“empathy”の訳語に「感情移入」という用語が用いられていたが誤訳である。「感情移入」は、こちらの気持ちを相手側に入れることである。一方「共感」は、向こう側の気持ちをこちら側で理解してあげようすることである。「感情移入」と「共感」は全く逆の作用である。しかし、「こちらの気持ちを相手に届ける」と「相手の気持ちをこちらが理解する」という行為・心情は常に双方向なのであろう。だから「心に寄り添う」ことも、こちら側が一方向的に出来ることではなく、お互いが近づきあっていないと成り立たないことなのである。

(3) 教員のカウンセリング研修の見直し

自分自身、カウンセラーと教員を両方体験してみて、両者は違うことを実感した。

- ① カウンセラーと教員の違い
カウンセラーの聞き方は服装で言うなら式服である。カウンセリング場面でしか使わない。一方、教員の聞き方は普段着である。日常を共にし、いつも使う。
- ② 技術偏重
カウンセラーと教員の違いを無視して、カウンセリング技術を偏重してきた。
- ③ 技術、態度、人格（人間性）＝その人らしさ
個々の歴史から身につけてきた、その人らしい聞き方が、教育相談に最も効果的である。そして、それを活用したり伸ばしたりしていくことが、今後の研修の重要事項である。
- ④ 研修に必要なもの＝基本線の共有
これからの研修は「カウンセラーと教員は違う」という原点の確認が必要である。

(4) 共感的理解の基礎条件＝相手を知ること

共感的理解の基礎条件は、児童生徒をどう理解するかであるので、質問すること（聞くこと）がその原点である。

日本語には「聞・聴・訊」三つの「きく」がある。カウンセラーはパッシブに、相手が話したいことを聞く。しかし、学校は「善し悪し」を教え指導することが仕事であるから、知りたいことをアクティブに「訊く」のである。

(5) 自分の考え（思い）を脇に置く

「聞く」際に、教員に起きがちな、修正すべき、あるいは気をつけるべき点がある。

教員は（自分の）思いが強い時、今、相手が何を思っているかを、相手の気持ちになっ
て聞くことができない。教員の思いは相手を思い遣ってのものなので、捨てる必要は無い
が、相手に話しやすくしてあげる為に、自分の思いを脇に置く必要がある。これは「技術」
ではなく「態度」なのである。

(6) 相手を知るための質問＝情報収集

有用な個人情報のアクティブな収集と管理・共有・継承のシステム化の模索。

- ① 情報収集の必要性
社会全般の傾向として、個人の情報を収集しにくくなっている。家庭の事情を聞
かない、あるいは聞けない時代になっている。しかし、学校はそれを訊かなくても
良いのか。問題行動の原因を知っていることが、子どもの理解につながる。家庭の
事情も、配慮は必要だが知るべきである。信頼関係に基づいてではあるが、教員は
アクティブに聞くべきである。
- ② 教員（学校）が知り得た個人情報の管理と共有、引き継ぎ等（システム化は可能か？）
学校は今、きわめて難しい状況にあり、早急に、個人情報の、管理、共有、引き
継ぎの規定を明瞭にする必要がある。
情報は、情報の質と本人の意向等から、共有者を限定する必要がある。また、共
有者が多ければ多いほど危機管理も難しくなるので、この点からも限定する事は重
要である。共有方法としては、学校の情報量は意外に豊富であり、紙や電子デー
タにまとめ活用することが有用で重要だが、このような方法は、漏洩の危険性も高め
る。情報の管理と共有、引き継ぎの、効率的且つ安全性の高いシステム化を、真剣
に検討する時にきている。

IV 人権教育の 推進のために

1. 人権教育について

「人権教育とは、人権尊重の精神の^{かんよう}涵養を目的とする教育活動」とされています。（『人権教育及び人権啓発の推進に関する法律』第2条）ここでは「涵養」という言葉が使われていることに注目しましょう。

「涵養」。それは、水が自然に沁みこんでいくように、無理せずゆっくり養っていくことです。ということは、人権教育は、人権尊重の精神を、時間をかけて、子どもたちの心にしっかりと沁みこませていくことを目指している教育活動、といえるでしょう。

種に水をあげればすぐに芽が出るわけではありません。ですが、表面的には何も変化が見られなくても、種は見えない土の中で、ゆっくりとではあっても着実に、与えられた水を糧として成長しています。だからこそ、やがては芽を出すことができるのです。

人権教育もそれと似ている面があるのではないのでしょうか。

成果はすぐには現れないかもしれませんが。しかし涵養には時間がかかるものです。焦らず、弛まず、人権教育を進めていくことが大切です。

【参考】「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条

「この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」



(1) 人権について

人権の主語は「すべての人」です。すべての人が、人間らしく生きるために、平等に持っている権利、それが人権です。ですから、自分が持っている権利は、他の人も持っていることとなります。このことを認めなければ、人権という考えは成立しません。

そう考えると、自分が主張できる権利は、「みんなが主張できる」という普遍性を持っていなければならない、ということになります。人権は、単に「それを主張する人にとって利益となるもの」ではなく、「今、この場面でならば、誰が行っても正しいと認められること」である必要があるわけです。

例えば、自分と他の人の権利が衝突した時、相手の方に正当性があれば、自分が引くことが正しいことになるでしょう。人権侵害が起こった時は、権利を侵害されている人の権利を守ろうとすることが正しいことになるでしょう。「この主張は、自分と相手の立場が逆になった時、認めることができるか」という想像力を働かせることも必要になるでしょう。そういった判断力や想像力を培い、人権を守る行動をとれるようになることが求められています。

自分さえよければよい＝相手はどうなってもよい、という考えは「人権」という言葉には含まれていません。むしろ人権は、自己中心的な考えを超えた、フェアな精神を土台としてはじめて存在できるものだと言えるでしょう。それはちょうどスポーツが、全ての選手に平等に権利を認めるルールを持つと同時に、参加する各選手がそのルールを守り、フェアプレーをすることで成り立つことと似ています。



(2) 人権尊重の視点からの学校づくりと学力向上の相関

「教育的に不利な環境の下にある児童生徒の学力水準を押し上げている学校」を「**効果のある学校 (effective school)**」と呼びますが、その研究によると、「効果のある学校」においては、学力の向上と人権感覚の育成が併せて追求されている点が注目されています。

人権感覚の育成は、児童生徒の自主性や社会性などの人格的な発達を促進するばかりでなく、学校の役割の大事な部分を占める**学力形成においても成果を上げている**との指摘がなされています。

それは、一人一人を大切にするという姿勢が、人権感覚の涵養だけではなく、児童生徒のニーズに合わせた基礎学力の獲得にも通じるものがあるからなのでしょう。

【参考】「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」